平成２４年（フ）第４５号
熊本県天草市亀場町亀川201番地１
債務者　野嶋　友貴
１　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　浩一
４　破産債権の届出期間　平成24年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第１３８号
北海道小樽市天神２丁目12番１号
債務者　米田　和正
１　決定年月日時　平成24年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹間　　寛
４　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１１３９号
東京都府中市多磨町１丁目26番地の４
債務者　高松　明廣
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湊　　弘美
４　破産債権の届出期間　平成24年11月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２９４号
奈良県橿原市中曽司町118番地　ＩＮＧ311号、前住所奈良県吉野郡吉野町大字丹治652番地の１
債務者　笠山　剛宏
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和島美枝子
４　破産債権の届出期間　平成24年12月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午前10時５分
６　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１１５１号
千葉市美浜区高洲２丁目８番４棟110号
債務者　稲垣　富一
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　町田　　敬
４　破産債権の届出期間　平成24年11月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午後２時50分
６　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５２号
千葉市美浜区高洲２丁目８番４棟110号
債務者　稲垣　菊江
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　町田　　敬
４　破産債権の届出期間　平成24年11月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午後２時50分
６　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２３９号
富山県黒部市三日市3741番地１
債務者　柴田　幸三
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　　博
４　破産債権の届出期間　平成24年11月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午後１時15分
６　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２１号
愛知県岩倉市大山寺元町５番地２　オーシャン元町101号
債務者　伊藤　真一
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福谷　朋子
４　破産債権の届出期間　平成24年12月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月８日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第８１号
石川県かほく市七窪ヘ103番地８
債務者　宮野　陽一
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西　　徹夫
４　破産債権の届出期間　平成24年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２５４号
盛岡市永井18地割142番地１　小笠原貸家、旧住所盛岡市山岸字外山岸74番地15
債務者　川野　行男
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　秀栄
４　破産債権の届出期間　平成24年11月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月６日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２５５号
盛岡市永井18地割142番地１　小笠原貸家、旧住所盛岡市山岸字外山岸74番地15
債務者　川野　信子
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　秀栄
４　破産債権の届出期間　平成24年11月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月６日午前10時50分
６　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２８０号
盛岡市みたけ５丁目４番48号
債務者　佐藤　　眞
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小保内義和
４　破産債権の届出期間　平成24年11月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月５日午前11時10分
６　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第８６１号
広島市西区南観音１丁目11番20―301号
債務者　勝山　康高
１　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三宝　明義
４　破産債権の届出期間　平成24年11月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０３号
宮崎市花ケ島町笹原2241番地４
債務者　仲摩　健三
１　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　町元　真也
４　破産債権の届出期間　平成24年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月11日午後４時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
宮崎地方裁判所破産係